保健福祉関係〈つづき〉

23	保健補導員会	4市町村とも設置しています。合併時、新市において設置します。
24	遠隔医療推進事業	佐久市が実施しています。 合併時は現行どおりとし、その後新市において対象地域を検討して実施します。
25	佐久市立国保浅間総合病院	佐久市のみ自治体病院を開設しています。合併後も現行どおりとします。
26	浅科村国保診療所	浅科村が実施しています。合併後も現行どおりとします。 医師の派遣は病院との協議により決定します。
27	へき地内山出張診療所	佐久市が実施しています。合併後も現行どおりとします。
28	国保病院·診療所往診車使用料	佐久市・浅科村が徴収していますが、使用料金に違いがあります。 合併時、佐久市の例により統一します。 使用料:2km以下1回500円、1km増すごとに追加1回250円(片道で算出)
29	国保病院·診療所手数料	佐久市・浅科村が徴収していますが、手数料額に違いがあります。 合併時、佐久市の例により統一します。 【文書料】 死亡診断書/3,150円 死体検案書(検案料を含む)/5,250円 生命保険病歴診断書/4,200円 普通診断書/2,100円 恩給診断書/5,250円 後遺障害診断書/5,250円 復遺障害診断書/5,250円 国民年金・厚生年金等廃疾認定診断書/5,250円 身体障害者手帳交付申請時の診断書/3,150円 自動車損害賠償保障法による診断書/5,250円(診療報酬明細書の証明を含む)市町村交通災害共済用診断書/2,100円 その他の証明書/1,050円 【健康診断料】総合健康診断(ドック等)・普通健康診断・血液型検査については、医科点数表に定める額を基礎として市長が定める額とします。
30	単独低所得利用者負担対策 (介護保険居宅サービス)	佐久市・御代田町が実施しています(御代田町は平成16年度で事業終了予定)。 合併時、佐久市の例により実施します。 対象者 市民税非課税世帯で、介護保険の高額介護サービス費の上限額が最も低い所得区分に属する者(生活保護受給者を除く)、または、これに準ずると市長が認めた者援護金額 居宅サービスを利用した利用者負担月額の30%を支給
31	介護保険事業計画策定懇話会	4市町村とも設置しています。合併時、新市において設置します。

経済関係

32	諸証明手数料(農業委員会)	佐久市・浅科村・御代田町が徴収していますが、証明書項目に違いがあります。 合併時、佐久市の例により統一します。 手数料徴収証明書 譲渡所得の特別控除に係る証明書、登録免許税の軽減に係る証明書、引き続き農業経営を 行っている旨の証明書、相続税・贈与税の納税猶予に関する適格者証明書、その他 手数料/1部300円
33	水田営農定着化整備事業補助金	転作の定着化を目的とし、水田整備(暗渠排水・客土等)を対象に補助金を支給するもので、臼田町 が実施しています。 新市発足までに整備完了の見込みのため、合併時、廃止します。
34	佐久バルーンフェスティバル	
35	佐久鯉まつり	
36	佐久高原つつじまつり	
37	佐久高原コスモスまつり	佐久市が実施しています。合併後も新市において実施します。
38	信州SAKU音楽祭佐久ミュージカル	
39	平尾山もみじまつり	
40	コスモス街道振興	